

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保健師、保育士、栄養士、看護師、学芸員、社会福祉主事又は社会福祉士の職務	61	10.3	主事	36	61	10.3	主事級
				技師	6			
				保健師	6			
				保育士	11			
				社会福祉主事	2			
				計	61			
2級	1 主任の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	94	15.8	主任	75	94	15.8	主任級
				主任(再任用)	19			
				計	94			
3級	1 係長、主査又は園長の職務 2 困難な業務を処理する職務	248	41.7	主査	197	248	41.6	主査級
				計	197			
				係長	49			係長級
				園長	2			
	計	51						
4級	1 副参事又は防災専門員の職務 2 特に困難な業務を処理する職務	56	9.4	副参事	55	56	9.4	副参事級
				防災専門員	1			
				計	56			
5級	1 会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事、課長補佐、委員会等の事務局の次長又は指導主事の職務 2 困難な業務を処理する防災専門員の職務	112	18.9	課長補佐	93	112	18.9	課長補佐級
				議会事務局次長	1			
				監査委員事務局次長	1			
				選挙管理委員会事務局次長	1			
				農業委員会事務局次長	1			
				計	97			
				課長	8			課長級
議会事務局長	1							
監査委員事務局長	1							
農業委員会事務局長	1							
参事	3							
指導主事	1							
	計	15						
6級	1 管理主事の職務 2 困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は指導主事の職務	22	3.6	課長	14	22	3.6	課長級
				会計管理者	1			
				支所長	4			
				参事	2			
				指導主事	1			
	計	22						
7級	1 政策監の職務 2 重要かつ困難な業務を所掌する会計管理者、課長、委員会等の事務局の長、支所長、参事又は管理主事の職務	2	0.3	政策監	1	2	0.3	
				管理主事	1			
				計	2			
合計		595	100.0					

消防職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	34	24.6	消防士	34	34	24.6	消防士級
				計	34			
2級	1 消防副士長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務	24	17.5	消防副士長	24	24	17.5	消防副士長級
				計	24			
3級	消防士長の職務	35	25.4	副主任	35	35	25.4	消防士長級
				計	35			
4級	1 消防司令、消防司令補の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする消防士長の職務	42	30.4	係長	15	26	18.8	消防司令補級
				主任	1			
				副分署長	10			
				計	26	16	11.6	消防司令級
				課長	3			
				室長	4			
消防主幹	3							
副署長	1	2	1.4	消防司令長級				
分署長	5							
計	16							
5級	1 消防司令長の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令の職務	2	1.4	次長	1	2	1.4	消防司令長級
				署長	1			
計	2							
6級	1 消防監の職務 2 困難な業務を所掌する消防司令長の職務	1	0.7	消防長	1	1	0.7	消防監級
				計	1			
合計		138	100.0					

技能労務職給料表

級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員の職務	0	0.0			0	0.0	技能 労務 職級
				計	0			
2級	その都度指示を受け、又は定 まった順序に従って行う単純容 易な技能労務又は一般労務に従 事する職員で相当な経験を有し たものの職務	11	20.8	技能員	3	11	20.8	技能 労務 職級
				技能員(再任用)	8			
				計	11			
3級	相当の技能を必要とする作業を 行う技能職員又は相当長期の経 験を必要とする作業を行う労務 職員の職務	3	5.7	技能員	3	3	5.7	技能 労務 職級
				計	3			
4級	長期の経験に基づき、特に高度 の技能及び知識を必要とする作 業を行う技能職員の職務又は長 期の経験に基づき、特に困難な 作業を行う労務職員の職務	24	45.2	技能員	24	24	45.2	技能 労務 職級
				計	24			
5級	極めて高度の技能又は経験を必 要とする作業を行う技能職員又 は長期の経験に基づき極めて困 難な作業を行う労務職員の職務	15	28.3	技能員	15	15	28.3	技能 労務 職級
				計	15			
合計		53	100.0					